

オープンカウンター方式についての注意事項

- 1 オープンカウンター方式とは、県が調達案件をホームページ等で公開し、参加を希望する事業者から見積書の提出を募り受注者を決定する方法です。
参加を希望する場合は、電子入札システム（以下「システム」という。）により指定の期日までに見積書を提出してください。
- 2 オープンカウンターによる見積合わせへ参加する際は、「福島県電子見積運用基準」及び「オープンカウンター方式実施要領」を遵守してください。
- 3 事前確認書について、福島県警察本部施設装備課長へ令和8年4月23日（木）午後5時までに提出し、施設装備課から送付される「事前確認書」（原本）を令和8年5月12日（火）午後5時までに、福島県出納局入札用度課へ提出すること。ただし、施設装備課との手続きに時間を要し、入札用度課への提出期限に間に合わない事情がある場合は入札用度課にご相談ください。
本調達の対象事業者は、契約期間が属する年度に有効な福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であり、かつ事前確認書を提出し、福島県警察本部から仕様を満たしていると回答を得た者に限定しています。
したがって、この条件を満たさない事業者の見積りは、無効とします。
- 4 見積書は事前確認後から令和8年5月12日（火）午後5時までに【各品目の単価に各品目の予定数量を乗じて得た金額の合計金額】を入力することとし、契約の相手方は各品目の合計金額で決定する。
ただし、当該単価は調達物品の本体価格のほか、納入等に要する一切の諸経費を含めて見積もること。
なお、この契約は、1着（本・枚・個・足・組）当たりの単価を契約単価とし、支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額をシステムに入力してください。
- 5 仕様等について不明な点がある場合は、令和8年4月2日（木）午後5時までに、電子入札システムにより質問を提出し確認してください。
- 6 当日の状況により見積合わせ実施時間がずれることがあります。また、見積合わせへの立ち会いは認めておりません。
- 7 最低価格が予定価格に達しなかった場合は、再度見積合わせを行う場合があります。

■ 契約書・請書の作成などについて

- 1 契約書など
「契約書」を提出いただくことが必要です。別途連絡いたします。
なお、本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができます。電子契約による契約締結を希望する場合は、契約決定後、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、以下アドレス宛に電子メールにより提出してください。
（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とします。）なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照してください。
(電子契約サービスのページ/<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>)
- 2 提出期限
見積決定後、10日以内（土日等を除く）に提出してください。
- 3 提出先
入札用度課メールアドレス（nyuusatsu_youdo@pref.fukushima.lg.jp）